





臣等は百三十三万八千円、内閣法制局長官等は百二十七万九千円とし、その他政務次官以下は、一般職の職員に準じ、百九万九千円から九十四万八千円の範囲内で改定することといたしております。

また、大使及び公使の俸給月額については、國務大臣と同額の俸給を受ける大使は百三十三万八千円、大使五号俸は百二十七万九千円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下は、一般職の職員に準じ、百八万九千円から七十七万二千円の範囲内で改定することといたしております。

さらに、秘書官の俸給月額についても、一般職の職員に準じ、その額を引き上げることといたしております。

第二に、常勤及び非常勤の委員に支給する日額手当の支給限度額を、一般職の委員の日額手当の改定に準じ、引き上げることといたしております。

第三に、国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を百八万九千円に引き上げることといたしております。

以上のほか、附則において、この法律の施行期日、適用日等について規定することといたしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○竹中委員長 次に、田澤防衛庁長官。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○田澤國務大臣 たいだいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提案された一般職の職

員の給与等に関する法律の一部改正案に準じて、防衛庁職員の給与の改定を行うものであります。

防衛庁職員の給与の改定につきましては、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を一般職の職員に準じ、改定の例に準じて改定することとしております。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用することとしております。以上のほか、附則において、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置について規定しております。

なお、一般職の職員に給与等に関する法律の規定を準用し、またはその例によることとされている事務官等の俸給、扶養手当、住居手当、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当等につきましては、同法の改正によって、一般職の職員と同様の改定が防衛庁職員についても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○竹中委員長 これにて各案についての趣旨の説明は終わりました。

○竹中委員長 これより各案中、内閣提出、給与関係三法案の質疑に入ります。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬委員 大変短い時間でございますので、答弁をなさる大臣、人事院総裁、ぜひひとつ簡潔にお答えをいただきたいと思っております。

私は、国家公務員の寒冷地手当法に限定をいたしまして質問をいたしたいと思っております。一般職、特別職その他防衛庁関係は、後で同僚の田口議員から質問があるはずでございます。

まず寒冷地手当については、大体給与改定とい

レベルの向上というよりなことで給与の引き上げというものが極めて常識的な今日の情勢の中で、寒冷地手当の加算額については、いろいろな大きさもあって制定されたわけでありまして、これをかなり大幅に、平均的には三七％も減額をするという措置を今回とられたわけでありまして、この理由についてまず説明をいただきたい。現に支給を受けている人たちの生活実態等からして非常に厳しい反対論もあるわけでございますので、その辺を踏まえて、まず総務庁長官から、その後人事院総裁からお答えをいただきたいと思っております。

○高島國務大臣 寒冷地手当の引き下げにつきましては、人事院におかれまして、灯油あるいは石炭の価格動向等を勘案をされまして、加算額の引き下げを図る必要があるという御判断に基づいて勧告をいただいたところでございますので、その勧告を尊重して今回引き下げの法案を御提出した次第であります。

率直に申しまして、引き上げのときにもその価格の動向等を勘案して累次引き上げを圖つたところでございまして、今回は逆にそうした実態がございまして、それを勘案して引き下げをするというところはやむを得ないところであると判断した次第であります。

○内海(倫)政府委員 今回の減額につきましては、寒対協の諸先生あるいは職員団体の皆さん等からもいろいろ御意見をいただきました。決してその御意見を無視するつもりはさらさらございません。十分御意見も承りながら検討をいたしました。しかし、御存じのように、加算額につきましては灯油あるいは石炭等の燃料費にかかわる問題でございますから、それらの価格の変動に伴って、過去におきましては数回この値上げをいたすこともいたしてまいりましたが、ここ数年のこれらの価格の動向を見てもかなり低下してきておりますので、これに対応してこの際やはり減額やむを得ない、こういうふうな考えになりました。加算額についての減額をいたすことになりました。

もとり我々は、北海道等寒冷地域において減額をいたしましたも、そのことによる影響というものも十分考えてはおりますが、この灯油価格の低下に伴う減額というものは実質的には影響を与えるものではないのかと諸資料に基づいて判断いたしました次第です。

なお、御質問もございまして、詳細につきましては担当局長からも答弁をさせていただきます。

○広瀬委員 寒冷地手当の本体に対して、加算制度ができたのは五十五年と記憶いたしておりますが、現在の額を加算額として決定したのは五十五年でございまして、

○中島政府委員 現在の加算額を最近において改定いたしましたのは、御指摘のとおり昭和五十五年でございまして、

○広瀬委員 それから八年ないし九年たつておるわけでありまして、その間に価格の面で、あるいは使用する石炭の量、前には石炭手当を加算額というふうなことで、エネルギー革命もあって石炭から石油ということになってきたと思うのですが、その使用量なりあるいは価格の変動なりというふうなものでどういふ変化が端的にあったかということについて、お聞きしたいと思います。

○中島政府委員 価格の変動でございますが、五十五年を一〇〇にいたしましたと五十六年、五十七年というのは若干石油価格が上がっております。一〇％ぐらい上がったのがピークでございますが、それ以後低下を続けまして、本年六月で満五年低下を続けてきたわけでございます。

したがって、先ほど総裁からも御答弁申し上げましたように、やはりここまで燃料価格が低下してきたということ、そして原油価格というのも安定さみである、為替相場も当分はこういうところ落ちてきているんじゃないかというふうないろいろな要素を勘案いたしまして、今回加算額の引き下げの勧告に踏み切ったわけでございます。

なお、灯油消費量の推移でございますが、これ

は北海道消費者協会の調べでございますが、昭和五十五年、一世帯当たり一千八百二十九リッター、その一千八百二十九リッターが、その後ほぼ横ばいでございますが、六十一年に至りまして一千七百九十九リッター、それほど大きな変化はないということでございます。

○広瀬委員 為替相場の円高メ리트というような形で価格が下がっておることについては、敢然たる事実でありますから我々も認めざるを得ません。ただ、皆さんの調査で使用量が余りにも少なくなっているのではないかと。この辺しつかりした調査はされたのだとは思いますが、私ども、私どもの手元の、現地の北海道教職員組合等が組合員について調査をした数字と四百リッターから五百リッターも違う。

今局長がおっしゃれましたが、昨年なりというよりなところで千七百九十九リッターという数字。使用量は大体平均的にそうである、人事院はこう言っておられるのであります。そういう組合の調査等を見ますと、甲地の場合に年間使用量が二千二百七十四リッター、これでも約五百リッター近く違うという数字が出ております。それから乙地の場合、これはいろいろ条件があるのでしようけれども、乙地の場合の方が逆に二千三百八十六リッターという数字も出ております。それから丙地で二千七十六リッターというこの使用量について、これは生活水準がだんだん上がってくる、そういうような中で住宅も改善されてくる、子供たちにも勉強部屋をつくる、受験勉強をする子供たちに寒い思いもさせられないというようないろいろなものがあつて、暖房器具、石油ストーブのようなものをそれぞれの部屋に置かなければならぬような生活状態の変化というものが当然予想されることであり、そういうようなものを反映してこの教職員組合の調査によるデータの数字も出ているのだらうと思ふのです。

そういうようなものについて若干の配慮というやうなものもあつてしかるべきではないか。こゝろに差が余りにも出ることについては、人事院

の調査もそれなりに極めて良識的な調査はされたのだと思ふますが、その地域全体の供給側の協会等の数字を見たようでありまして、現実には消費する人たちの側、そしてそれに見合うものとして寒冷地手当加算額を受ける人たちの立場から調査をした、そういうようなものを参考にされること、より正確な、より確実な寒冷地手当法の趣旨にフィットする対策が講じられるのではないかと、そういうふうに思ふのですが、いかがですか。

○中島政府委員 広瀬先生に今いろいろお話をいただきました。そういうお話をこの過程において広瀬先生からたびたび聞かせていただきました。し、作業する過程におきましてそういう御発言というものが非常に参考になる御示唆をいただいたことを私どももありがたく思っております。

ただ、この消費量の変化につきましては、先ほど私が申し上げましたように、消費者協会の調査が私どもは一番客観性があるだらうということを使わせていただいております。広瀬先生がおっしゃるような御指摘も、私どもはよくかみしめまして今回の改定内容を決めたわけでございます。

暖房をめぐる生活条件のいろいろな変化というものも確かにございましょう。そういうものは寒冷地以外の地域、例えて言いますと東京等寒冷地手当を支給していない地域においてもそういう暖房をめぐる生活条件の変化というものもございまして、その変化そのものを寒冷地手当の支給に關して余り強調するのはいかがなものだらうというやうな気もいたしております。いろいろの意見を聞かせていただきながら、今後の私たちの行政の参考にさせていただきます。

○広瀬委員 局長がおっしゃるやうに、寒冷地手当を受けている土地、地域、さらにまた加算額を特別に受けている地域、これは限られているわけですけれども、それ以外のところとの均衡とか、差別的なやうな形が出ないようにという配慮をなさることも当然だと思ふます。これはおっしゃるとおりでございます。これは「国政統計ハン

ドブック 昭和六十二年版」これは国会図書館から出しているものですが、人口五万人以上の都市、全国北海道から沖縄まで四十七都市をとりまして比較があります。

家計に余裕ができるのはゆとりがあるという場合には、やはり教育費とか娯楽関係というところに具体的な数字が出てくると思ふので、そういう点で札幌、これはもう百万を超えるやうな大都市になっておられますけれども、一世帯当たり一カ月の支出の中で教育費を四十七都市と比較した表があるのです。札幌で九千六十三円支出をされている。それは四十七のうちから五番目なんです。そしてまた繰越金、いわゆる貯蓄に向かうやうなゆとりと数字というものが、札幌は六万三千九百二十三円。これは一カ月一世帯当たりですが、全国最下位なんです。そういう実態があるのです。

これは、そのほかのいろいろな面も見なければなりません。象徴的に際立って、そういうところゆとりが本当にあるのかどうか。寒冷地によってあるいは積雪によって生活費に、いろいろなところで手当を出さなければならぬ理由があるし、まだ少し足りないやうな数字の中にあつたというの、こういう集約的な数字の中にあつたというのではないかと。そういう感じもするわけでありませぬ。

その辺もあるのですから、これらの数字は人事院も当然大いに勉強されていることは認めますけれども、やはり関係者——私も実は社会党の寒冷地対策特別委員長をいたしておられるわけでありませぬ。そしてまた、寒冷地をいたしている地域ごとに寒冷地対策協議会というものが、全国的なネットワークで組織をされております。そういう人たちは、みずからそういう寒冷地あるいは積雪地に居住をされているわけですから、一番生活実感としてよくわかるし、そういう人たちの意向というやうなものも、あるいはまたそこで取集されている資料というやうなものも、なかなかについては、これは山かけをしつかりいかなげな調査などをやっている団体とは思いません。しっかりとした団体

だと私も思いますし、私どももそれなりの勉強をいたしておるわけでありませぬので、そういう関係者、直接そこに居住されて、住居を構えて生活をしておられる人たちの意見等も十分くみ上げて、これからひとつやっつけていきたいと思います。そういうふうに思ふわけでありませぬ。その辺のところについて、これはまた総務庁長官と人事院総裁からお答えをいただきたいと思ふます。

○勝又政府委員 寒冷地手当、加算額を含めましてその額のあり方等につきましては、専門的な第三者機関でございます人事院の御研究、御報告を待ちたい、かように考えております。

○内海(公)政府委員 先ほど申しましたやうに、今回の案を検討いたします際にも、おっしゃるやうないろいろな資料あるいは御意見も承りましたわけでございますが、いすれにしても、値上げでなくして値下げをするというやうなことでございませぬから、それについてはやはり慎重でなければならぬと思ふます。

今回私どもは、その点については慎重の上にも慎重を期したつもりでおりますけれども、なお今仰せにあるやうに資料はできるだけ厳しく参考にするべきであると思ふますし、今後におきましてもそういうふうな今仰せられましたやうな御見解も十分頭に置きながら仕事を進めたい。今回につきましては、たびたび申し上げておられるやうな事情に基づくものでございませぬので、御了承をいただきたい、このように思ふます。

○広瀬委員 今回引き下げをやられるに、人事院は人事院なりにかなり立派な調査もやったり、また関係者の意見も聞いたりという段取りはやられたこととは私も率直に認めて、人事院の姿勢としてそういうあるべきだという点で総裁の姿勢に敬意を表しておるわけでありませぬ。

もしれませんけれどもまだまだ石油の需要というものは非常に生活に密着したものである。しかも、国際的に為替の変動だけではなしに国際諸情勢の緊張度、こういうようなものにも関係していつ何とでもまた急激な反騰をするような時代を迎えないとも限らない。そういう場合に、今度は下げられたわけですけれども、これはそれなりの理由も我々認めざるを得ない点もあるわけであり、そういう点が下げられたものを、そういう石油価格の急騰というような事態等においてはやはり機を失せずまた引き上げをして、それなりのハディキャップのない寒冷地、積雪地の公務員の人たちの生活が確保されるように、手当が確保されるように、そういう点についての総裁の御見解をひとつ伺っておきたいと思ひます。

○内海(倫)政府委員 たびたび私も申し上げておりますが、今委員からいろいろ御意見がございましたが、やはり生計にかかわる大変な問題でございますから、今後におきましても十分に考えていきたい。したがって、具体的に言えば、また灯油価格等燃料費の値上げなどがあります。これは、やはり我々はそれに対応して時期を逸しないような措置もとらなければならぬ。そういうことも十分考慮はいたしておるつもりでございます。今後につきましては、そういう意味で柔軟に対応していくような考え方で臨まなければならぬかと思ひます。

○広瀬委員 あと三分ほどありますから、局長で結構ですけれども、級地の改善。このところ日本列島も異常気象といいますが、我が栃木県なんか、日光あたりにも案外雪が降らない、四国や九州で雪が降っているというようになんかもありまして、地域的にも何か新しい寒冷地帯というような考え方をしなければならぬようなことが起きつつあるのではないかと、そういうことも考えられるわけであり、世界的な異常気象というふうな事態でもございますし、日本列島もそういうようなことがありますので、それぞれの関係団体、全国寒地協あたりから、そういうようなものを

を反映して、気温の統計なり積雪の統計というふうなもので示された場合には、級地の改善あるいは新しく支給地域を設けるといふような点について弾力的な考えを持っていたきたいな、そういう思っているわけですが、いかがでございますか。

○中島政府委員 今回、寒冷地手当の中の加算額の引き下げを行ったわけでございますが、それ以外にも寒冷地手当をめぐりましてはいろいろ議論がその過程においてございました。私たちはその過程でもよく御説明申し上げましたが、寒冷地手当を含む給与につきましては、国家公務員法で官民均衡の原則というのがございます。したがって私どもは、そういう官民均衡の原則というものと、おいてどこまで温かい配慮ができるかという問題に帰すると思ひますが、この際、級地の問題とかあるいはその他提起されました諸問題に対応するに当たりましては、一度民間の寒冷地手当の支給状況というものを調査して、その中で対応をどのようにするかを考えていかなければならぬかと思ひます。

○広瀬委員 これで終わりますが、寒冷地問題、これはやはり年によって相当違う状況も出てまいるわけであり、そしてまた、新しい地域で非常に寒くなる、気温が下がるといふような変化というものもあるわけですから、弾力的にひとつ考えていただきたいという要望だけ申し上げまして、終わらせていただきます。

○田口委員 私は、ただいま提案されております給与関係三法案につきまして、賛成の立場から御質問させていただきますが、十分間という時間であり、二点に絞ってお答えをいただきたいと思ひます。

第一点は、早期完全実施の問題であります。去る八月末の本委員会におきましても、私は、特にこの早期完全実施について総務庁長官並びに官房長官に対してお尋ねをいたしました。それぞれ積極的な御答弁をいただいたというふうに考え

ておるわけですが、現実には、今年度人事院勧告が八月四日に勧告され、この政府方針の閣議決定が十月二十五日、国会に付託をされましたのが十一月二十二日、きょう本委員会でも審議がされておるわけであり、もう既に四月以上が経過しておるわけですね。これは早期実施という点についてはもうほどこ遠い現状になっていると思ひます。このことは、長い間こういう状況が続いておるわけであり、何らかの制約の早期完全実施ということについて見直していかねばならないのではなからうかという気がしておるわけであり、総務庁長官としてこの問題について御見解がありましたら、お尋ねをいたしたいと思います。

○高島國務大臣 ただいま御指摘のように、勧告を受けましてからこうして法案を御審議いただくまでに相当の日時を要したわけでありまして、私も総務庁、完全実施をしまいに、私も早期に完全実施をしたいという立場を表明してまいりました。といたしましては、大変残念に思っているところであります。

しかしながら、労働基本権制約の代償として人事院が勧告を下される、その勧告を最大限尊重しながら、かつまた現下の厳しい財政事情の中で国民感情等も配慮しながら取り進めていくという現在のやり方については、ベストなものだといふふうな考えをしております。要は、できるだけ早く法案をまとめて提出をし御審議をいただくということを一層努力をしなければならぬ、このように思っておりますが、制度的に根本的に不都合なところがあるというふうには考えておらないところでございませぬ。

○田口委員 人事院の方にお尋ねをいたします。勧告を出した側からいって、今長官の方からも人事院勧告制度の趣旨という言葉も使われたわけであり、そういう点から考えてみて、勧告の出しっ放しではないと思ひますけれども、やはり勧告を出した側の立場として何らかのアクションを起こすべきではないか、あるいは人事院とし

てもう少し早期実施という点について制度的に検討して見る必要があるのではないかと、これも含めて、お考えがありましたらお答えをいただきたいと思ひます。

○内海(倫)政府委員 勧告自体がどういふふうな経過を経てつくられていくかというところは、もう先刻御存じと思ひます。さて、この勧告を国会及び内閣に提出いたしました以後の問題ですけれども、私どもは、勧告の中にも早期に実施をしていただきたい、また、勧告に際しての私の談話の中でも早期実施を要望いたしておるわけでございます。政府におかれましても大変慎重な検討をされた上で御決定いただいておりますので、私どもとしましては、やはりいろいろな事情もあろうと思ひますけれども、そういうふうなことを踏まえながらできるだけ早期に実施していただくことが望ましいと思ひます。

ただ、制度上の問題ということになりますといろいろ問題もあろうと思ひますから、私からは、なおそういうことにかかわる意見は差し控えさせていただきます。といたしたいと思います。

○田口委員 自治省にお尋ねいたします。本法案が成立をいたしますと、当然地方公務員も国家公務員に準じての改定がなされると思ひます。大変時期的に切迫しているわけですね。これはちょっと政府の方に御質問するのを忘れておりました。早期完全実施ということは少なくとも年内に改定の差額が支給される、こういう前提に立って私は物を言っているわけであり、地方公務員の場合、このままの状況でいった場合に年内に改定の差額が支給できるのか、どういふ状況になっているのか、わかかっておたら教えていただきたいと思ひます。

○松田説明員 地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与に準ずるといふのが現行制度の建前でございます。給与改定につきましても、基本的には国の給与改定に準じて行われるべきものと考えております。このような観点から、

去る十月二十五日付の自治事務次官通知におきまして、同日の人員の完全実施等を決めました「公務員の給与改定に関する取扱いについて」の閣議決定を地方団体に通知しますとともに、国に先行して給与改定を実施しないことといったことなどの一定の留意事項について指導を行ったところでございます。

各地方団体におきまして給与改定についての取り組み状況についてでございますが、職員団体との交渉でありまして地方議会等とのスケジューリング等各団体ではございまして、現時点で本年度の詳細なことは把握していませんが、近々のうちに国の一般職給与法等の改正が成立すれば、組合と交渉が要しない団体等の一定の団体を除けば一般的には年内に給与改定が実施されるものというふうに考えているところでございます。

○田口委員 それでは、最後の点であります、一時金の問題で人事院にお尋ねしたいと思うのですが、これもやはり制度の問題があるのではなからうか。今年度の場合には、民間における夏期一時金の動向から見ても非常に大きな期待を持っており、ところが今年度の勧告はやはり一時金据置きである。結局、現行の制度からいつ一年おくれということになっていくわけですね。これでも果たして妥当であるのかどうかという点で非常に問題があると思うのです。この辺のお考えがあれば一点お聞かせをいただきたい。

と同時に、ことしの夏あるいは今回の年末、この状況を見れば、当然来年度の一時金というのは増額をされた勧告が出てくるだろうというふうには私は確信を持っているわけですが、その辺の見解もあつたらひといただきたいと思います。

○中島政府委員 一時金の話はもう先生よくおわかりのとおり、ことしの勧告におきましては、昨年五月から本年四月までの民間の支給状況を把握いたしました、それに基づいて勧告をしたわけ

でございます。そういたしますと、四・九カ月というところで変わらぬことになったわけでございますが、ことしの夏とことしの暮れの民間の支給状況というのが非常にいいということが新聞報道されるものですから、公務員についても何とかならぬかという御要望はごもっともだと思っております。ただ、公務員の世界でそれに対して何か制度的に対応できるのかということになりますと、やはり責任を持つ人事院といたしましては推計値に基づいて勧告をするというわけにもまいりませんので、実は私どもも非常に悩みの多い問題だというふうに考えておりますが、現在のところ、今の方式以外にはないのではないかと、今うに思います。先生を初め関係者の方々から新しい御提案でもあれば、私たちは十分聞かしていただきたいというふうに思います。

なお、来年のことでございます。来年はどういうふうになるかということにつきましては、公の場で物を申し上げることは差し控えたいと思っておりますが、来年につきましては、民間の支給状況というものを正確に把握いたしました勧告作業に臨みたいというふうに考えております。

○田口委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○竹中委員長 井上和久君。

○井上和委員 初めに、文部省にお尋ねをいたしたいと思っております。

で大変問題になっております高石前文部事務次官に閣下としてお尋ねをいたしたいと思っております。高石氏は今年六月に文部省を退官なさっておりますことについてでございます。まず、この高石氏の退職金は幾らであったのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○奥田説明員 お答え申し上げます。先生お尋ねの件につきましては個人にかかわることでございます。大変恐縮でございますけれども、これまで額は申し上げないことにいたしました。

おりまして、大変恐縮でございます。

○井上和委員 プライバシーであるということでございますが、これについての議論は差し控えることとして、何年動められましたか。これはいいでしょうか。

○奥田説明員 三十四年でございます。

○井上和委員 それでは総務庁にお聞きをいたしたいと思っております。

高石氏のような方の場合、これだけ長いと思っておりますが、公務員の給与法に基づきまして計算をされたとする、退職金はどのくらいになるか、算出方法も含めてお伺いをいたしたいと思っております。

○勝又政府委員 退職手当の額につきましては、先生御案内のように、退職日におきまして俸給月額、それから退職日におきまして年額、それから在職年数、それから退職事由というものをもとにして算定されるものでございます。例へば年齢六十歳、勤続年数三十年ある場合は三十五年というのを例にとりまして申し上げますと、例へば勤続三十五年でございますと勤続退職では五十四・四五月分、三十五年では六十二・七月分、これが勧奨退職の場合の支給割合でございます。

○井上和委員 文部省、高石氏は勧奨扱いの退職だ、こんなことを聞いたのですが……。

○奥田説明員 先生の仰せのとおりでございます。

○井上和委員 このことについてでございますが、この事務次官の在職中に衆議院の福岡三区から出馬するということが省内においては事実上もろみん知知っている、こういうふうには言われておったというふうにも聞いておるわけでありまして、本人も出馬の意向というものを明らかにされておったようにも聞いておりますし、六月に退職されたその三月でしたかに、ある報道機関の質問というインタビューを受けたときにそれに相当するような御答弁をみずからされたというふうなことも聞いておるわけでありまして、総務庁が六十年

四月に長官名で「国家公務員退職手当法の運用方針」という通達を出しておられまして、その中で「退職の主たる理由が選挙に立候補するためのもの」とあることが明らかである場合には、勧奨退職としては取り扱わない」というふうなことが通達の主たる趣旨であったというふうに思うわけでありまして、この高石氏の場合の勧奨の退職ということについては総務庁はどのようにお考えでございますでしょうか。

○高島国務大臣 ただいま委員御指摘のように、当庁の通達として「退職の主たる理由が選挙に立候補するためのもの」とあることが明らかである場合には、勧奨退職としては取り扱わないものとする」というふうに各省庁に申し上げておるところであります。個別の事案の御判断についてはそれその省庁の責任において行われることとありますので、私どももいたしましては、特にこの通達趣旨を踏まえ、国民の疑念を招かないように慎重に取り扱っていただきたいというふうに考えております。

○井上和委員 結局、この場合について総務庁としては認めたとということなんでしょうか。

○高島国務大臣 認めるか認めないかということとは私どもの判断でございます。私どもは、勧奨退職にするかしないかは専らその所管の省庁の責任において行うこととさせていただきます。私どもは、そうした取り扱いについて十分慎重を期していただきたいということを念のため申し上げておるといってございまして。

○井上和委員 「退職勧奨の記録」のことなんです、六十年四月以降、各省庁から「退職勧奨の記録」を、これは総務庁に届け出るといふものではないというふうな話も今聞いたのですが、この退職勧奨の記録に関する総理府令というのですか、これがあること、この背景等についてちょっとお伺いをしておきたいと思っております。

○勝又政府委員 退職勧奨した場合に総務庁に届け出をすることになっておりますが、先生だいたい御指摘のように、退職勧奨いたしました場合には



れたというふうに理解できるものが見られるわけでありませぬ。けれども、またこれを出さなければならぬという事になりますと本当に大変なことだと思ひますし、同時にこれは、政治不信というものは基本的には我々政治家がもつて反省をしなければならぬ大きな問題でもあると思ひますし、同時に公務員の方ももちろん綱紀の肅正ということも願つてはいたしなかつたけれども、このように思つておられますか。

これは新聞にも報道もされましたけれども、マンスフィールドさんが解任をされるのに当たつて何か記念品でも差し上げようかという事が総理からお話があつて、その段取りをしていただけけれども、どうも二百ドルでしたか以上の物品は絶対に受けられないという決まりがアメリカにはあつて、だからそんなことはちよつとお受けできないという事をお聞きしたのですが、これは本當だつたのですか。

○小淵國務大臣 アメリカの公務員に対する贈答その他につきましては大変厳しい制約があるようでございます。相手方に御迷惑がかかつてはいたくないこととございまして、十分配慮したつもりでございます。

○井上(和)委員 この一事を見ましても思うのですが、例えばこの場合ですと、二百ドルなら二百ドルという金額がきちつと明示をされておりますので、ああ、これはそれ以上だ、これはそれ以下だという目安もできるであらうし、話が非常に具体的にだというふうに思ふのです。この通達を見ましても、何回も通達をお出しになるのですか、そのなる中でも表現が結局あいまいといふか、とりよるような表現が多いのじゃないかといふふうにも思ふのです。だから、例えば何円なら何円という具体的なものをもつと出さないと進んでいくというのが、この一つの例からも明らかじゃないかといふ気がするのですが、今後その具体的なことについてお考えがもしありましたら、お伺いをいたしたいと思います。

○小淵國務大臣 先生、アメリカの例を引かれましてけれども、正確に事実関係を掌握してございせんが、恐らく議会で各種の法律に基づいてそういう規制をされておるのじゃないかといふふうにも思つております。政府といたしましては、公務員に関して、今御指摘のように詳細にわたつてその制限をすべきだといふこともお考えとして理解できますが、すべてそれぞれどの辺にメルクマールをつけるかといふことにつきましてもなかなか難しい問題だらうと思ひます。要は、基本的には、この私が官房長官として発しております文章に指摘をされておるようなことを十分承知をいたしましてそれぞれ個々の公務員が対処していただければ、国民の指弾を仰ぐことはいないといふふうにも確信をいたして居る次第でございます。

○井上(和)委員 時間が参りましたので、終わりたいと思ひます。ありがとうございました。  
○竹中委員長 川端達夫君。  
○川端委員 長官、総裁、よろしくお願ひします。時間が限られておりますので、通告をして質問がない場合は御容赦いただきたく思ひます。初めに、人事院総裁にお伺ひしたいのですが、今までのきょうの委員会でも公務員の綱紀肅正云々という部分はややもすると非常に話題になりがちなんですけれども、実際に私考えますに、ほとんど大多数の国家公務員の皆さんは日々お仕事に懸命に努力をされ、頑張つておられるといふふうにも思ふのです。そういう意味で、意欲を持って国民の期待にこたえる仕事をしていただくといふのが国民も期待をしておることなんです。そういう中で、最近内海総裁の御発案で、人事院の総裁賞を制定されたといふふうにも伺つております。このことに関しては、公務員の皆さんのそういう努力が報われる、評価をされるという意味で、初めてこういうことをされたといふのを非常に高く評価しているものなんですけれども、この経緯あるいは目的、選考の基準等々についてお尋ねをしたいと思います。

○菅野政府委員 国家公務員は、強い使命感を持ちまして、国民生活の向上、安定という行政目的の達成のために日夜それぞれの職場において職務に専念しておるわけでございますが、これらの中には、多年にわたつて困難な仕事一筋に勤めてきた方、離島その他の僻地で精神的にも肉体的にも苦勞の多い職務に従事していただいた方がございまして、これらの方々の苦勞や努力を人事院総裁として評価し、たたえたいといふ総裁のお考え方から、人事院創立四十周年を機会に、今回の賞を設けたものでございます。選考に当たりましては、各省庁から、これらの勤務を通じて、不撓の努力により国民の公務に対する信頼感を確保し、増進させ、あるいは公務及び公務員の役割を国民に理解してもらふことに特に寄与している職員及び職場を推薦していただく、その中から、各層の有識者六名による選考委員会の答申を経まして、受賞者として個人五名、職域五グループを決定いたしましたものでございまして、十二月七日に表彰式を行つております。なお、この顕彰は今後も継続していきたくと思ひておられます。

○川端委員 そういふ趣旨で、ぜひとも地道に働いておられる方々の意欲の向上といふものを図つていただきたいといふふうにも思ひます。総裁は、就任以来実際の現場をいろいろと歩いて、現地の方々の懇談等々あるいは視察等々で積極的に回つておられるといふふうにも伺つております。非常に御立派だと思ひますが、実際ごらんになつて、そういう仕事あるいは職場環境を含めてどのような御感想をお持ちなのか、簡単にちよつとお聞かせをいたしたいと思ひます。

○内海(倫)政府委員 御存じのように、国家公務員というのは国民の皆さんに接する機会が割合少ないわけでございます。とりわけ地味な仕事をしておる人たちというのは、ある意味からいへば国民の皆さんからはなかなかわかつていただけないと思ひます。そういう意味で、私自身も果たして十分、国家公務員の諸君がどういふふうな縁の

下の力持ち的な仕事をしていられるのかといふことはわかりませぬし、これはぜひ見せてもらいたい。各省ともいろいろ相談しまして、そういうふうな目につかないところで実は本當に国民の皆さんのために努力しておる公務員の姿をできるだけ私が目で見たい、そしてまたそういう声を聞きたいといふことで、あちらこちらを見て回つたわけでございます。実際に見てみますと、単に報告とかあるいは書類等で見るともつともと厳しい条件のもとで仕事をしております。これは私どもだけでなく、国民の皆さんにもこういう実態は知つていただく必要があるといふことを私も痛切に感じました。表にはなかなか出ておらない国家公務員の姿でございますが、こういうものを知つていただくことを通じてまた公務員への国民の皆さんの理解も進むもの、私は現場を見ながらこういうふうな痛感をいたしました。今後もしやういふふうな姿をぜひ私も見、また皆さんにもお知らせをしたい、こういうふうにも思つております。

○川端委員 今法案でかかつております給与の問題あるいはこの前通りました土曜閉庁の問題を含めて、基本的にまことに国家公務員の皆さん方は国民の財産といふから、支える仕事をしていただけておるわけですから、そういう部分での国民の皆さんと現場の人とのお互いの理解といふものが前提でない、例えば土曜閉庁の問題にしても今回の給与改定にしても、意思疎通を欠くといふような余分な問題を起さしてしまふ。あるいは綱紀肅正にしてもまさにそういう一面だと思ひます。そういう意味で、今総裁がお述べになりましたような観点からも、本當の実態を国民が十分理解できるように御努力を要望しておきたいと思ひます。それから、防衛庁にお尋ねをしたいと思います。現在防衛庁の職員給与法で、いわゆる予備自衛官に關してなんですけれども、予備自衛官の手当が月額四千円、訓練招集は一日五千六百円といふことになつて居るのです。諸外国の例あるいは一般に、例えば一日行つて五千六百円といふのはいか



にも低額ではないかな。しかも、予備自衛官ですからほかにお仕事をもちになつてゐる。訓練の招集があつて予備自衛官が訓練に行くときになる。仕事を休まなければいけない。こういう部分からいふと、月額の四千円あるいは訓練招集が一日に五千六百円というのはいかにも安いのではないかと、いふに感じるわけですが、これども、この点についてはどうもお考えになつてゐるのでしょうか。

○田澤國務大臣 御指摘のように、予備自衛官についての手当あるいはまた訓練招集手当等については確かに低い段階にございますけれども、私たちが心配りながら年々値上げをしてまいつてゐるわけでございます。将来も、機構も含めて十分検討してまいらなければいけない、かように考へておられます。

○川端委員 予備自衛官は定足にもなかなか到達しないといふ非常に環境の厳しい中でもあるまいし、逆に、本来的に期待する役割といふのは非常に大きいといふ部分では十分の御配慮をお願いしたいと思います。

それから、これはかねがね我が党が主張し、なかなか進展しない問題の一つなんですけれども、防衛庁に限つて言いますと、職員給与法の三十条で、有事において出動を命ぜられた職員に対する手当等については「別に法律で定める」といふふうに書いてあります。有事法制研究でもその部分は法の手当てをしなければいけない部分といふふうに明記をされてゐるわけですが、手当を別に法律で定めるということ以上の進展がまだないといふ部分に関して、どうしてそういう状況のままなのか、どういふふうにお考えなのか、長官にお尋ねしたいと思います。

○田澤國務大臣 御指摘のように、いわゆる有事給与の問題は、今お話しのように防衛庁職員給与法の三十条に法的な根拠を置いておるわけでございますので、これを特にこれから制定してまいらなければならぬのでございます。したがつて、防衛庁としましては有事法制の一環としてこ

れまでも努力をしまつておるわけでございます。これからは努力をしまつていなければならぬ高度の政治判断を必要とするものでございます。したがつて、国会の御審議とかあるいは国民世論等の動向をよく踏まえながら今後これを制定してまいりたい、かように考へておりますので、その点御理解をいただきたい、こう思います。

○川端委員 時間がほとんどないので議論をするわけにはいかないのですが、この有事法制の問題、いふゆる今の三十条のように法的にも制定をしなければいけないといふ部分と、それから各省庁間で法整備をしなければいけないといふふうな問題と、どこが担当するのかわかりにくいけれども問題であるといふふうな研究は既に五十六年に終わつてゐる。そういう中で、今の御答弁はかねがねの答弁と変わらないわけですが、そういう状態を続ける中で実際に有事といふものに対応できるのかどうかといふことに関しては、私は対応できないだろう。逆に言うと、あつてはならないこととすけれども、有事といふものを考へたときには、まさに超法規的な処置をとらざるを得ないということしか言えない。それが逆に言えば国会を軽視したものでないかといふことは、防衛庁長官としても今までの枠を超えて、国民世論の喚起といひましても何もしなければ、だれも動かなければだれも動かないわけですから、そういう部分ではどうあるべきなのかといふことに関して御検討をお進めをいただきたいといふふうに要望しておきたいと思つてゐます。

それから、最後になりましたけれども、土曜閉庁法案が参議院でも成立をいたしました。実施、施行までにもう一カ月もない、あとほんの十日ほどという期間に迫つてきたわけですが、円滑な施行のために現在どういふ状態になつてゐるのか、あるいはPR等々含めての準備の状況等についてお伺いをしたいと思います。

○勝又政府委員 お答えいたします。まず準備の方でございますが、土曜閉庁の導入に伴ひまして行政サービスの低下を来してはいかないわけでございますので、そのため、緊急時におきまします業務体制の整備その他の工夫につきましていろいろ検討を進めておるところでございます。また、土曜閉庁の導入に伴ひまして勤務条件の改正があるわけですが、これにつきましても、それぞれのところにおきまして訓令の改正等の見直しを行つておるわけでございます。一方、土曜閉庁の導入に伴ひます国民への周知でございますが、これまで総務庁におきましては土曜閉庁導入の趣旨につきまして各般のPRを行つてきたわけですが、今後は、閉庁する土曜日、それから閉庁官署の範囲、こういったものを具体的に告知、PRしていく必要があるだろうと思つておるわけで、テレビ、新聞、雑誌等を通じて従来からの媒体によるPRにあわせまして、共通のポスターといふものを総務庁で作成いたしました。各官署に配付し、必要な箇所に掲示してまいらうと目下準備中でございます。なお、個々の官署におきましても、必要な印刷物の配付、添付等々諸般の周知方法を考慮、実施中でございます。

○川端委員 時間が来ましたので終わります。どうもありがとうございます。

○竹中委員長 柴田陸夫君。

○柴田(陸)委員 最初に、先ほど問題提起されました高石前文部次官に対する退職手当金の問題です。

高石前文部次官は、ことしの六月に退職するわけですが、三月には事実上の出馬表明をする、それから役所にいたときからいろいろと選挙の準備活動である行為を行つてきた、このことから選挙に出馬する意図は明らかであります。しかし文部省は、この自己都合による退職を勧奨扱いにして、答弁はされませんが、計算をいたしますと、本来四千九百六十万円の自己都合退職金にすべきものを千六百二十万円増しする勧奨退職金六百八十万円を支給されてゐるといふことが推定されるわけでありませう。

総務庁の通達では、「退職の主たる理由が選挙に立候補するためのものであることが明らかである場合には、勧奨退職としては取り扱わないものとする」としてあります。この問題については総務庁長官は、個別の事案については各省庁の判断である、こうおっしゃいました。しかし、このような通達を出した総務庁としては、高石前文部次官の勧奨退職扱いというのはこの総務庁の通達に抵触するものではないか、そういう問題意識は持つておられますか。

○高島國務大臣 ただいま柴田委員がおっしゃいましたように、それぞれの退職を勧奨扱いにするかどうかについては各省庁の御判断にゆだねられてゐるところでございますので、その御判断について適当であるかどうかといふことを、私の立場で批判がましいことを申し上げることは適当ではないといふふうにお考へておりますが、特に当庁といたしましては、職員が退職後選挙に立候補するといふようなことが明らかであるような場合には、通達の趣旨を十分踏まえて、国民の疑惑を招かないような対処をしてほしいといふふうにお考へております。

○柴田(陸)委員 前の後藤田総務庁長官は、私の質問に対して、在職中に選挙に出る意図がはっきりしている場合は本人の意思で出るのだから勧奨退職事項を適用するのはおかしいといふ趣旨の答弁をされております。この長官答弁に従いますれば、退職手当法運用方針の通達の趣旨は極めて明確であると思つておられます。総務庁の考へは、各省庁に物が言いくいといふ趣旨の答弁になつておられますけれども、総務庁としては通達をちゃんと守らせる、自分で出しているわけですからそれを守らせるといふことはいろいろな機会にやられるといふことがあつてしかるべきじゃないかと思つておられますが、いかがですか。

○高島國務大臣 ただいま申し上げましたように、個別の事案についての判断はそれぞれの省庁の責任において行うこととありますが、この通達を守られますように私どももいたしましては今

後とも十分対処してまいりたいと思ひます。

○柴田(陸)委員 その御決意はお伺いしますけれども、通達が出されたその後においても、各省庁の勧奨退職扱いというものは実際上通達を守るものになっていないというように見られるわけでありまして、私も調べてみました。通達が出された後で、立候補の意向が明らかでありながら、退職し勧奨扱いの退職金を受けた高級公務員には、今言いました文部事務次官、それから建設省、農水省、北海道開発庁の各次官があります。そして、当の総務庁の次官があるわけでありまして、このほかにも、通産省の特許庁総務部長、防衛庁の航空自衛隊幹部学校長、それから農水省の構造改善局長、私が調べただけでも八名が判明しているわけでありまして、この運用方針の通達が守られているのか。選挙に出る者を勧奨扱いにしている実態を調査して、通達を厳正に守るように、こういうような指導をするためにこれらの実態を徹底的に調べることが必要であると思ひますが、いかがですか。

○高島国務大臣 総務庁の前次官の退職のことについて御指摘をなさいましたので、これはみずから身を正さなければならぬ立場にございますのであえて御説明を申し上げたいと思ひますが、実は藤江次官は、昨年の暮れあたりから後進に道を譲るべきかどうかにつきまして私の方といろいろ話し合いをいたしておりました。具体的には個人情報保護法案、それからまた週休二日制の問題、さらには行革審の意見具申、これらの問題を抱えておりましたので、それらが一区切りついた段階でひとつ身を引いたらどうかということをお私に申しておいたところでございます。したがいますが、三月の二十七日ごろであったと思ひますが、北海道に視察に参りました時点におきまして、後任は古橋官房長ということをお記者団との懇談会で発表いたしました。その段階においてはもちろんな立候補の字もなかつたわけでございます。その時点からもう勧奨を明らかにしておいたところでございます。なおかつ、これは外部には

今まで申しておりますが、実は人事関係の問題が若干ございまして、それらの整理をつけた上で、おせん立てをして自分は身を引くということをお申しておいたところでございますので、立候補とは全く関係ございません。

退職をいたしました後、実は軍恩連の方から何とか候補になつてくれないう話があったけれども断りましたという報告も一回受けております。私はやめておけと言ったのですが、本人がうちに抜き差しならぬと言つたので、本人がもう一回やめてきて、いわば担ぎ出されたという状況にございまして、退職時点においては立候補というものは全くなかつたというふうに私は承知しております。これは責任を持って申し上げることが出来ます。

他の省庁につきまして今後この通達を守られませうように、私もといつてはいろいろの機会に努力をしていきたいと思ひております。

○柴田(陸)委員 まだ疑問が残つて言いたいこともありますけれども、時間が限られておりますので、この程度にしておきます。

それで、一般職給与方法と寒冷地手当法の改正の問題ですが、問題点を指摘いたしますと、一つは、今までは一緒に勧告が出されても二つの法律の改正案をつくつて改正するということがやられた。今度は一本にした。これは結局、今の段階で審議をしなければならぬ、給与方法を上げなくちゃならないということで重大な寒冷地問題の審議が実際上できなくなるということで、こういう出し方というのは重大な問題だということでありませう。

それから次に、北海道、東北地方で生活する人にとつては、灯油というのは一般的な生活必需品というだけではないで、厳寒から人間の命を守るという役割を果たすものであります。労働条件上重大な問題であるので、労働組合の合意を得なくちゃならぬというように思ひますけれども、そういう点についての協議が不十分であつたという問題。それから、寒冷地手当の問題について北海道大

学教職員組合などが調べた調査によりますと、人事院が調べたこの使用量、こうしたものとは異なる差がある。それから次に、消費者協会の暖房調査では、一九八〇年代以降に北海道の灯油使用世帯が五割低下して、電力使用世帯が六割上昇している。こうした変化が考慮されているかどうか。

それから総務庁の家計調査年報によりますと、昭和六十二年の青森市の灯油支出は五万二千二百五十一円、東京の灯油支出は五千四百三十三円で、青森の方が四万六千八百八十八円多い。これは、寒冷地なるがゆえに暖房のために支出を余儀なくされるものである。ところが今回の法案では、青森では加算額を減らして一万六千五百円にする。灯油価格が下がっているという実態だけではなくて、灯油使用の実態を果たして考慮しているのか、こういう問題があるわけでありませう。

要するに、私は、一方的な考え方、いろいろな資料を十分に検討していろいろの資料だけやらなければならぬ問題を、自分たちの資料だけで切り下げるというのは、これは寒冷地勤務の公務員労働者の実質生活を切り下げるものであつて、許されない問題であるということをお指摘しておきます。あと一分ぐらひありますから、何か……。

○勝又政府委員 先生御指摘の第一点についてお答え申し上げます。

今回の給与方法及び寒冷地手当の改正は去る八月四日の人事院勧告に基づくものでございまして、いづれもその内容は民間給与への準拠でございまして、いわば情勢適応の原則に従つたものでございませう。一方は俸給表の額を、他方は寒冷地手当の加算額を適正な額に改めると同一の趣旨、同一の目的によるものでございませうので、これを一括して改正法案として御提案させていただきますところでございます。

○柴田(陸)委員 終わります。

○竹中委員長 これにて三法案に対する質疑は終了いたしました。

○竹中委員長 この際、一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対し、柴田陸夫君外一名から修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。浦井洋君。

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

○浦井委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題になっております一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由とその内容の概要を御説明申し上げます。

政府提出法案は、全く別々の法律改正を一本の改正法案として提出してはいますが、これは国会の審議権を制約する不当な手法であることを初めに指摘しておきます。

さて、政府案には、不十分ながら一般職職員給与を人勅に基づいて平均二・三五割引き上げる改善部分と、北海道、東北地方の寒冷地の中でも、特に厳しい地域に勤務する職員に支給する寒冷地手当の加算額を切り下げるという改悪部分があります。本修正案は、政府案の改悪部分である寒冷地手当加算額切り下げ部分を削除するものであります。

政府は、加算額を切り下げる理由に、灯油価格の値下がりを受けていますが、北海道、東北地方で生活する人々にとつて、灯油は一般的な生活必需品にとどまらず、厳しい寒さから命を守るという特別な役割を果たしているものであります。この重要な物資購入にかかわる手当を削減するといふからには、それ相応な慎重かつ十分な検討、また当然のことながら、該当労働組合との合意が前

提になければならないことは言うまでもありません。にもかかわらず、労働組合との合意もなく、また、年間灯油使用量についても人事院と関係労働組合との調査には大きな開きがあります。さらに、暖房器具の多様化によって使用燃料が変化していることについても考慮されていないなど、加算額切り下げ根拠は極めて不十分であり、多くの問題点を抱えています。こうした問題点を抱えたまま加算額を切り下げるとは、結局公務員労働者に負担を強いて、その生活水準を切り下げることになるのであります。

一九八〇年以来、これまで九回の人事院報告が行われましたが、うち四回の人勅を政府は値切った上に、特地勤務手当、特別調整額、そして今回の寒冷地手当と、次々と各種手当を切り下げ、公務員労働者に犠牲を強要してきました。これが臨調・行革審の総人件費抑制路線に沿ったものであることは明白であります。

本修正案は、寒冷地手当加算額の切り下げをやめさせ、厳しい寒さと闘いながら働く公務員労働者とその家族の生活を守るために提出するものであります。よって、修正案の内容は、政府案の寒冷地手当に関する表題部分及び第一条の前の見出し部分並びに第三条を削除するものであります。なお、この修正案に要する経費は約二十四億円と見込んでおります。

委員各位の御賛同をいただき、速やかに可決されますことを要望いたしまして、修正案の趣旨説明を終わります。

○竹中委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたしました。高島総務庁長官。

○高島国務大臣 ただいまの一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきましては、政府として反対であります。

○竹中委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、柴田睦夫君外一名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹中委員長 起立少数。よって、柴田睦夫君外一名提出の修正案は否決されました。

次に、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹中委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○竹中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○竹中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○竹中委員長 この際、ただいま議決いたしました各案中、一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対し、近岡理一郎君外三名から、四派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。竹内勝彦君。

○竹内(勝)委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

〔案〕

寒冷地手当制度の趣旨にかんがみ、政府並びに人事院は、寒冷積雪地における公務員の生活実態に配慮し、今後における燃料価格の動向に対応して、必要に応じ寒冷地手当加算額の適切な改善を行うべきである。

本案の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになっておること存じます。

よろしく御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○竹中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

〔賛成者起立〕

○竹中委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することを決しました。

この際、総務庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。高島総務庁長官。

○高島国務大臣 ただいまの一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、政府として今後とも検討し努力してまいりたいと存じます。

○竹中委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○竹中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○竹中委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十八分散会

### 臨時教育改革推進会議設置法案

#### 臨時教育改革推進会議設置法

第一条 総理府に、臨時教育改革推進会議（以下「会議」という。）を置く。

〔所掌事務〕

第二条 会議は、臨時教育審議会（昭和五十九年八月二十一日に設置され、昭和六十二年八月二十日に廃止されたものをいう。）の行つた教育改革に関する答申を受けて講ぜられる施策の実施状況について検討を加え、その施策の円滑かつ効果的な推進に関する重要事項について調査審議する。

2 会議は、前項に規定する事項に関して、内閣総理大臣に意見を述べるときは、内閣総理大臣の諮問に応じて答申する。

〔意見等の尊重〕

第三条 内閣総理大臣は、前条の意見又は答申を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（組織）

第四条 会議は、委員七人をもつて組織する。

（委員）

第五条 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大臣が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

（会長）

第六条 会議に、会長を置き、委員の互選により

これを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第七条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、会議に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、前項の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

理由

臨時教育審議会の行った答申に基づき教育改革を推進するため、同答申を受けて講ぜられる施策の円滑かつ効果的な推進に関する重要事項を調査審議する機関として、総理府に臨時教育改革推進会議を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律

(一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のよう

に改正する。

第十条の三第一項第一号中「二十三万九千円」を「二十四万六千円」に改め、同項第二号中「四万三千五百円」を「四万四千五百円」に改める。

第十一条第二項第二号及び第四号中「満十八歳未満の」を「満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、同条第三項中「一万五千円」を「一万六千円」に、「一万円」を「一万五百円」に改める。

第十一条の七第二項第一号中「八千五百円」を「一万五千円」に改める。

第二十二條第一項中「二万五千八百円」を「二万六千四百円」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	99,100	121,100	141,000	171,700	187,600	205,400	222,900	241,800	271,500	305,900	349,100
2	102,200	126,800	148,000	179,600	195,800	214,100	231,700	251,000	282,800	318,000	363,700
3	105,500	133,500	155,200	187,500	204,200	222,800	240,600	260,300	294,100	330,100	378,300
4	108,800	140,900	162,400	195,600	212,500	231,500	249,500	269,700	305,400	342,200	393,000
5	112,500	147,500	169,800	203,900	220,900	240,200	258,600	279,400	316,900	354,400	407,600
6	116,700	152,900	177,200	212,100	229,100	248,900	267,700	289,000	328,400	366,600	422,200
7	121,100	158,300	184,300	220,200	237,200	257,600	276,800	298,600	339,900	378,800	436,800
8	125,200	163,400	191,300	228,100	245,100	266,500	286,000	308,200	351,400	391,100	451,300
9	128,900	168,100	197,800	235,700	253,000	275,400	295,200	317,800	362,700	403,200	465,500
10	132,200	172,400	203,100	243,100	260,900	284,500	304,400	327,300	373,800	414,800	479,500
11	135,100	176,600	208,800	250,600	268,700	293,600	313,500	336,800	384,400	424,600	490,300
12	138,100	180,700	214,300	258,200	276,300	302,600	322,400	346,300	394,900	433,900	497,200
13	140,500	184,800	219,800	265,200	283,400	311,500	330,800	355,200	404,000	441,700	503,900
14	142,900	187,900	224,800	272,200	290,500	319,900	338,200	364,000	411,100	448,900	510,200
15	145,300	190,800	229,600	278,300	296,300	327,700	345,000	371,200	418,000	453,500	515,000
16	146,900	193,800	234,300	284,300	301,700	334,000	350,900	377,900	422,700		
17		196,700	238,700	288,700	306,600	339,900	356,100	382,400	427,400		
18		199,400	242,300	292,500	310,600	344,100	360,700	386,600	431,700		
19		201,400	245,700	296,200	314,400	348,200	364,800	390,700			
20			248,300	299,000	317,700	352,200	368,900	394,800			
21			250,900	301,700	320,700	356,100	372,900	398,600			
22			253,400	304,400	323,800	360,000	376,600				
23			255,900	307,100	326,900	363,900					
24			258,300	309,800	329,900	367,500					
25			260,700	312,400	332,900						
26			263,100	315,000	335,700						
27			265,300	317,500							
28			267,500	319,900							
29			269,700								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

行政職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	88,900	123,600	139,500	157,500	182,000	207,500
2	91,600	128,800	145,500	163,700	188,300	214,200
3	94,400	134,100	151,500	169,800	194,500	220,900
4	97,200	139,500	157,500	175,900	200,800	228,200
5	99,800	145,000	163,600	182,000	207,000	235,600
6	102,900	150,300	169,700	188,100	213,300	243,200
7	106,300	155,600	175,500	193,700	219,400	250,800
8	109,900	160,800	181,200	199,000	224,900	258,400
9	113,800	165,900	187,000	204,300	230,300	266,100
10	118,400	170,900	192,400	209,600	235,700	273,600
11	123,600	175,800	197,400	214,600	241,100	281,200
12	128,800	180,500	202,400	219,500	246,500	288,500
13	134,000	185,100	207,200	224,400	251,800	295,800
14	139,100	189,500	212,000	229,300	257,000	302,200
15	144,000	193,700	216,700	234,100	262,100	308,500
16	148,600	197,500	221,300	239,000	267,100	314,700
17	152,900	201,300	226,000	243,300	271,900	320,900
18	157,100	204,900	230,800	247,300	276,400	326,400
19	160,900	208,500	235,100	250,800	280,600	331,600
20	163,800	211,100	239,200	254,200	284,600	336,100
21	166,700	213,300	242,400	257,300	288,500	340,600
22	169,600	215,600	245,200	260,400	292,100	345,000
23	172,400	217,700	247,600	263,400	294,800	348,400
24	175,000	219,800	250,000	266,200	297,300	
25	177,300	221,900	252,200	268,800	299,700	
26	179,500	224,000	254,500	271,400	302,100	
27	181,600	226,000	256,700	273,800		
28	183,700	228,200	258,900	276,000		
29	185,700	230,200	261,100			
30	187,600	232,100	263,300			
31	189,400		265,300			
32	191,200					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額	7 級 俸 給 月 額
1	円 113,000	円 172,800	円 206,400	円 242,300	円 271,500	円 305,900	円 349,100
2	117,200	180,600	215,100	251,500	282,800	318,000	363,700
3	121,600	188,500	223,800	260,800	294,100	330,100	378,300
4	127,400	196,800	232,600	270,300	305,400	342,200	393,000
5	134,000	205,100	241,400	279,800	316,900	354,400	407,600
6	141,400	213,300	250,200	289,300	328,400	366,600	422,200
7	148,700	221,500	259,200	298,800	339,900	378,800	436,800
8	156,000	229,700	268,300	308,300	351,400	391,100	451,300
9	163,400	237,600	277,300	317,800	362,700	403,200	465,500
10	170,700	245,400	286,400	327,300	373,800	414,800	479,500
11	178,000	253,300	295,500	336,800	384,400	424,600	490,300
12	185,000	261,100	304,600	346,300	394,900	433,900	497,200
13	192,000	268,800	313,600	355,200	404,000	441,700	503,900
14	197,800	276,300	322,500	364,000	411,100	448,900	510,200
15	203,500	283,400	330,900	371,200	418,000	453,500	515,000
16	209,200	290,000	338,200	377,900	422,700		
17	214,500	295,100	345,000	382,400	427,400		
18	219,900	299,100	349,200	386,600	431,700		
19	224,800	302,900	353,200	390,700			
20	229,600	306,100	357,200	394,800			
21	234,300	309,300	361,200	398,600			
22	238,700	312,000	365,200				
23	242,300	314,700	369,200				
24	245,700	317,300	372,800				
25	248,300						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	109,900	137,200	162,100	195,900	213,200	231,400	248,800	267,600	296,200	328,600	363,800
2	114,100	144,000	169,600	204,500	221,800	240,000	258,200	277,100	305,800	340,100	375,500
3	118,600	150,900	177,300	213,100	230,400	248,700	267,600	286,700	315,700	351,700	387,100
4	123,600	158,600	184,800	221,600	239,000	258,100	277,100	296,200	325,500	362,800	398,800
5	128,900	164,500	192,000	230,100	247,500	267,500	286,500	305,800	335,300	373,900	410,400
6	134,000	169,300	199,100	238,600	256,000	276,900	295,900	315,400	345,100	383,700	422,200
7	138,200	173,800	205,900	246,800	264,400	286,300	305,400	325,000	354,900	393,400	436,800
8	141,100	177,600	211,600	254,700	272,800	295,700	314,900	334,700	364,700	403,000	451,300
9	143,700	181,300	217,100	262,600	281,000	305,100	324,300	344,500	374,400	412,400	465,500
10	146,300	184,900	222,500	270,400	289,000	314,500	333,700	354,300	383,900	421,800	479,500
11	148,300	188,500	227,600	278,100	295,800	323,800	343,100	364,100	393,100	431,200	490,300
12	150,300	191,700	232,700	285,500	302,000	333,100	352,600	373,800	402,400	440,500	497,200
13	152,200	194,900	237,100	291,100	308,000	342,400	362,000	383,100	411,600	449,700	503,900
14	153,800	198,000	241,000	295,700	314,000	351,800	369,500	392,300	420,400	457,600	510,200
15		200,100	244,600	300,000	319,400	360,800	376,700	400,600	429,000	462,000	515,000
16			248,000	304,300	324,700	367,300	383,300	408,100	433,500		
17			250,200	307,600	329,400	373,400	388,800	412,500	438,000		
18				310,900	333,300	378,700	393,900	416,700	442,100		
19				313,700	337,100	382,900	398,000	420,900			
20				316,500	340,600	387,000	402,000	425,000			
21				319,000	343,400	390,900	406,000	428,800			
22				321,500		394,800	409,700				
23				323,900		398,600					
24						402,200					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。



別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	114,600	124,100	140,100	180,100	213,800	231,400	248,800	267,600	296,200	328,600	363,800
2	119,100	128,900	147,900	188,200	222,400	240,000	258,200	277,100	305,800	340,100	375,500
3	123,900	133,700	155,900	196,600	231,000	248,700	267,600	286,700	315,700	351,700	387,100
4	128,700	139,800	163,900	205,100	239,500	258,100	277,100	296,200	325,500	362,800	398,800
5	133,500	147,400	172,000	213,700	248,000	267,500	286,500	305,800	335,300	373,900	410,400
6	139,300	155,200	179,600	222,300	256,400	276,900	295,900	315,400	345,100	383,700	422,200
7	146,600	162,800	187,000	230,800	264,800	286,300	305,400	325,000	354,900	393,400	436,800
8	154,100	170,300	194,400	239,200	273,300	295,700	314,900	334,700	364,700	403,000	451,300
9	161,400	177,400	202,000	247,600	281,500	305,100	324,300	344,500	374,400	412,400	465,500
10	168,900	184,400	209,600	255,600	289,600	314,500	333,700	354,300	383,900	421,800	479,500
11	175,800	191,500	217,000	263,500	297,700	323,800	343,100	364,100	393,100	431,200	490,300
12	182,800	198,600	224,500	271,300	305,600	333,100	352,600	373,800	402,400	440,500	497,200
13	189,800	205,900	231,900	278,900	313,400	342,400	362,000	383,100	411,600	449,700	503,900
14	196,900	213,200	239,000	286,400	321,200	351,800	369,500	392,300	420,400	457,600	510,200
15	203,900	220,500	246,200	293,900	329,000	360,800	376,700	400,600	429,000	462,000	515,000
16	211,000	227,700	253,500	301,200	336,500	367,300	383,300	408,100	433,500		
17	217,700	234,300	260,700	308,200	343,600	373,400	388,800	412,500	438,000		
18	223,900	240,900	268,100	315,500	350,000	378,700	393,900	416,700	442,100		
19	229,900	247,400	275,600	322,400	355,800	382,900	398,000	420,900			
20	236,000	254,000	283,100	328,800	360,100	387,000	402,000	425,000			
21	242,000	260,400	290,400	335,200	363,700	390,900	406,000	428,800			
22	248,000	266,900	297,500	341,600	367,400	394,800	409,700				
23	254,200	273,400	304,700	347,300	370,900	398,600					
24	260,200	279,900	311,600	351,100	374,300	402,200					
25	266,200	286,200	318,000	354,400	377,700						
26	272,000	292,400	324,400	357,700	380,900						
27	277,500	298,300	330,800	361,000							
28	282,900	304,200	336,400	364,200							
29	287,100	309,400	340,200	367,400							
30	291,200	314,100	343,500	370,400							
31	295,400	318,800	346,800								
32	299,500	321,900	350,000								
33	302,100	324,900	353,200								
34		327,900	356,300								
35		330,900	359,200								
36		333,600									

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	109,900	137,200	162,100	195,900	213,200	231,400	248,800	267,600	296,200	328,600	363,800
2	114,100	144,000	169,600	204,500	221,800	240,000	258,200	277,100	305,800	340,100	375,500
3	118,800	150,900	177,300	213,100	230,400	248,700	267,600	286,700	315,700	351,700	387,100
4	124,200	158,600	184,800	221,600	239,000	258,100	277,100	296,200	325,500	362,800	398,800
5	129,800	164,500	192,000	230,100	247,500	267,500	286,500	305,800	335,300	373,900	410,400
6	135,500	170,100	199,100	238,600	256,000	276,900	295,900	315,400	345,100	383,700	422,200
7	140,400	175,600	205,900	246,800	264,400	286,300	305,400	325,000	354,900	393,400	436,800
8	145,100	180,900	212,100	254,700	272,800	295,700	314,900	334,700	364,700	403,000	451,300
9	149,400	186,000	218,300	262,600	281,000	305,100	324,300	344,500	374,400	412,400	465,500
10	153,400	190,800	224,300	270,400	289,000	314,500	333,700	354,300	383,900	421,800	479,500
11	157,400	195,600	230,100	278,100	296,400	323,800	343,100	364,100	393,100	431,200	490,300
12	161,500	200,400	235,500	285,500	303,200	333,100	352,600	373,800	402,400	440,500	497,200
13	165,600	205,200	240,900	292,000	310,000	342,400	362,000	383,100	411,600	449,700	503,900
14	169,400	210,000	246,300	297,500	316,500	351,800	369,500	392,300	420,400	457,600	510,200
15	173,300	214,300	251,700	302,700	321,900	360,800	376,700	400,600	429,000	462,000	515,000
16	176,900	218,400	256,300	307,600	327,400	367,300	383,300	408,100	433,500		
17	180,300	222,000	260,900	311,400	332,200	373,400	388,800	412,500	438,000		
18	183,300	225,600	265,100	314,700	336,100	378,700	393,900	416,700	442,100		
19	186,200	227,700	268,600	317,600	340,100	382,900	398,000	420,900			
20	189,000		271,100	320,300	343,700	387,000	402,000	425,000			
21	191,000		273,600	322,900	346,800	390,900	406,000	428,800			
22			276,100	325,500	349,600	394,800	409,700				
23			278,600	328,000		398,600					
24			281,000	330,400		402,200					
25			283,400								
26			285,600								

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 117,000	円 151,400	円 195,000	円 235,100	円 266,400	円 299,500	円 375,000
2	122,600	159,100	204,200	245,500	277,000	311,800	387,700
3	129,500	167,600	213,700	255,900	287,500	324,100	400,300
4	136,400	176,100	223,200	266,300	297,900	336,400	412,600
5	143,400	184,500	232,700	276,500	308,100	348,500	424,800
6	150,600	192,500	241,900	286,500	318,200	360,300	436,800
7	157,200	199,700	250,800	296,400	328,000	372,000	448,800
8	163,900	206,800	259,400	305,700	337,700	383,600	459,500
9	170,500	214,000	267,500	314,600	347,000	395,000	469,500
10	176,500	220,900	275,300	323,100	356,200	405,500	477,800
11	180,900	227,200	283,000	331,500	365,400	415,700	485,800
12	185,000	232,800	290,300	339,900	374,200	425,800	493,500
13	188,900	238,500	297,600	348,100	382,500	435,000	500,100
14	192,800	244,100	304,700	356,300	390,800	443,100	506,000
15	196,100	249,200	311,800	363,800	397,700	450,500	510,600
16	199,300	253,900	318,800	371,000	403,600	457,400	
17	202,500	258,700	325,400	378,200	409,200	463,700	
18	205,800	262,000	331,600	383,500	414,300	468,300	
19	207,900		335,300	387,800	419,400	472,800	
20			339,100	392,100	424,100	477,100	
21			342,800	396,300	428,300	481,200	
22			346,400	400,300	432,200		
23			349,800	404,200			
24			353,200	408,100			
25				411,800			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 海事職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	101,300	124,400	153,100	179,600	209,200	238,500
2	103,900	129,500	159,300	186,800	216,600	245,900
3	106,800	135,200	165,700	194,100	224,100	253,300
4	110,500	141,200	172,400	201,600	231,100	260,600
5	114,700	146,800	179,500	209,000	237,600	268,200
6	119,100	152,700	186,700	216,300	243,800	276,000
7	124,100	158,600	194,000	223,300	249,900	283,800
8	129,200	164,400	201,400	229,400	255,700	291,600
9	134,400	170,500	208,700	235,300	261,500	299,400
10	140,400	176,700	215,900	241,100	267,200	307,200
11	146,000	182,900	222,700	246,800	272,900	315,000
12	151,700	189,000	228,500	252,100	278,700	322,800
13	157,500	194,700	234,200	257,200	284,400	330,600
14	163,000	200,300	239,900	262,200	290,000	337,800
15	168,200	205,900	245,200	267,000	295,500	344,300
16	173,300	211,300	250,300	271,500	300,700	350,800
17	178,200	216,500	254,900	275,600	305,300	357,000
18	183,100	221,400	259,600	279,500	309,600	362,700
19	187,800	226,200	264,000	283,300	312,900	368,300
20	191,900	230,500	267,900	286,700	316,200	373,400
21	194,900	234,100	271,200	289,900	319,400	378,100
22	197,700	237,400	274,200	292,900	322,600	382,800
23	199,700	240,300	277,100	295,600	325,700	386,500
24		242,900	279,600	298,200	328,800	
25		245,300	282,000	300,800	331,700	
26		247,600	284,400	303,300	334,600	
27		249,900	286,800			
28		252,000	289,200			
29			291,500			
30			293,700			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(-)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(-)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額
1	116,600	143,200	195,900	228,200	292,500
2	121,700	151,800	204,700	238,300	303,400
3	127,100	160,300	213,700	248,500	314,500
4	133,900	169,100	222,900	258,700	325,600
5	140,800	178,000	232,200	269,000	336,700
6	148,100	187,000	241,600	279,300	348,000
7	155,500	195,800	251,100	289,600	359,300
8	163,300	204,600	260,500	299,700	370,600
9	171,600	213,500	269,900	309,900	381,800
10	179,900	222,300	279,300	319,900	393,000
11	188,200	231,000	288,300	329,400	404,200
12	196,100	239,500	297,200	338,100	415,400
13	203,400	247,900	306,000	346,600	426,600
14	210,500	255,200	314,800	355,000	437,900
15	217,000	262,500	323,400	363,100	449,200
16	223,500	269,000	331,600	371,200	460,200
17	229,600	275,300	339,700	379,000	469,900
18	235,600	281,600	347,500	386,900	479,600
19	241,500	287,700	355,300	394,400	489,100
20	247,100	293,800	363,100	401,300	498,000
21	252,600	299,800	370,500	408,200	506,100
22	258,000	305,700	377,900	414,900	512,300
23	263,100	311,300	384,500	420,900	517,500
24	268,100	316,900	390,600	426,900	522,300
25	272,000	322,500	394,900	432,200	
26	275,900	327,100	398,400	436,000	
27	279,600	330,900	401,900	439,800	
28	283,100	334,300	405,400	443,300	
29	285,700	337,600	408,600		
30	288,300	340,900			
31	290,900	344,100			
32	293,400	347,300			
33	295,900	350,400			
34	298,300	353,400			
35	300,700				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 教育職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	108,100	134,600	250,500	339,700
2	111,900	142,200	259,700	349,300
3	116,500	149,800	268,800	359,000
4	121,200	157,300	277,900	368,700
5	126,600	164,800	286,900	378,300
6	132,800	172,500	296,000	388,000
7	139,500	180,100	305,100	397,600
8	146,500	187,800	314,200	407,100
9	153,700	195,300	323,400	416,600
10	161,100	202,900	332,600	426,100
11	168,300	210,900	341,700	435,300
12	175,500	219,700	350,900	443,900
13	182,700	228,700	359,700	451,700
14	189,900	237,600	368,400	459,400
15	197,000	246,500	377,000	464,000
16	204,100	255,300	385,500	
17	211,100	264,100	394,000	
18	218,100	272,800	402,500	
19	225,000	281,500	411,000	
20	231,200	290,200	418,600	
21	237,300	298,800	425,900	
22	243,000	307,300	433,100	
23	248,700	315,900	440,100	
24	254,200	324,600	444,300	
25	259,600	332,500		
26	264,800	340,100		
27	269,900	347,600		
28	274,800	355,200		
29	279,500	362,600		
30	283,000	369,100		
31	286,500	375,300		
32	289,900	380,600		
33	293,000	385,300		
34	295,500	389,900		
35	297,900	394,500		
36	300,200	397,500		
37	302,600			
38	304,900			
39	307,100			
40	309,300			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	108,100 円	116,500 円	213,800 円	336,000 円
2	111,900	122,300	223,000	344,600
3	116,500	128,300	232,200	353,300
4	121,200	134,600	241,400	361,800
5	126,600	142,200	250,500	370,400
6	132,800	149,800	259,700	378,900
7	139,500	157,300	268,800	387,500
8	146,500	164,800	277,900	395,800
9	153,600	172,500	286,900	403,300
10	160,900	180,100	295,900	410,800
11	167,800	187,800	304,800	417,500
12	174,700	195,300	313,000	424,300
13	181,300	202,900	321,200	429,800
14	187,900	210,900	329,300	435,100
15	194,200	219,700	337,400	439,200
16	200,400	228,700	345,300	
17	206,500	237,600	353,100	
18	212,400	246,500	361,000	
19	218,200	255,300	368,800	
20	223,700	264,100	376,400	
21	228,900	272,800	383,500	
22	233,900	281,400	390,000	
23	238,600	290,000	395,900	
24	243,000	298,500	400,900	
25	246,600	306,300	405,000	
26	250,100	313,900	408,300	
27	253,200	321,400	411,600	
28	255,900	328,600	414,600	
29	258,500	335,400		
30	260,800	341,900		
31	263,100	348,200		
32	265,400	354,300		
33	267,500	359,900		
34		365,400		
35		370,200		
36		374,400		
37		378,400		
38		382,400		
39		385,000		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表四

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	121,100	152,900	195,900	248,500	381,700
2	128,200	160,900	204,700	258,700	392,900
3	135,700	169,400	213,700	269,000	404,100
4	143,200	178,200	222,900	279,300	415,300
5	150,900	187,100	232,200	289,600	426,500
6	158,600	195,800	241,600	299,700	437,800
7	166,400	204,600	251,300	309,900	449,100
8	174,500	213,500	261,100	319,900	460,200
9	182,600	222,300	271,300	329,400	469,900
10	190,800	231,100	281,400	338,700	479,600
11	198,500	239,900	291,500	348,000	489,100
12	206,200	249,000	301,600	359,300	498,000
13	213,600	258,100	311,600	370,600	506,100
14	220,600	267,200	321,100	381,800	512,400
15	227,500	276,100	330,200	393,000	517,600
16	234,100	285,000	339,100	404,200	522,400
17	240,500	293,400	347,800	415,400	
18	246,700	301,500	356,400	426,600	
19	252,600	309,400	364,600	437,900	
20	258,300	317,400	372,500	447,700	
21	263,600	325,300	380,100	454,400	
22	268,900	333,100	387,800	460,800	
23	274,100	340,900	394,700	467,000	
24	278,800	348,500	401,500	473,300	
25	283,200	355,900	408,000	478,700	
26	287,500	363,100	413,400	483,500	
27	290,600	370,100	418,800	487,800	
28	293,800	376,800	422,700		
29	296,900	383,400	426,500		
30	300,000	389,000	430,000		
31	302,900	394,400			
32	305,800	399,700			
33		403,300			
34		406,900			
35		410,200			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。



別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	99,200	126,400	203,100	241,600	281,200
2	102,300	133,600	212,700	251,300	292,500
3	105,600	141,700	222,300	261,000	303,800
4	109,000	149,700	231,900	270,800	315,500
5	113,000	157,900	241,500	280,500	327,300
6	118,100	166,100	251,100	290,200	339,800
7	123,400	174,300	260,500	299,600	352,300
8	128,900	182,600	269,900	309,000	365,000
9	135,800	190,800	279,300	318,100	377,600
10	142,900	199,000	288,400	326,900	390,100
11	150,400	207,100	296,600	335,700	402,600
12	158,000	215,200	304,600	344,500	415,000
13	165,500	223,000	312,300	353,100	427,200
14	173,000	230,500	319,100	361,700	439,400
15	180,400	237,900	325,500	370,200	451,500
16	187,800	245,300	331,900	378,700	463,400
17	194,900	252,000	338,100	387,200	475,300
18	201,900	258,600	344,200	395,700	485,500
19	207,700	265,200	350,200	404,000	493,100
20	213,400	271,800	355,800	411,100	499,600
21	219,000	278,200	361,200	418,000	505,200
22	224,500	284,600	366,200	422,900	510,800
23	229,800	290,900	370,800	427,700	515,000
24	235,000	296,000	374,900	431,700	
25	239,900	300,900	378,600		
26	243,800	304,700	382,400		
27	247,500	308,200	385,900		
28	250,400	311,700			
29	253,300	315,200			
30	256,000	318,700			
31	258,700	321,900			
32	261,200				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(-)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	173,200 円	238,300 円	272,900 円	354,600 円
2	182,900	249,700	284,600	366,200
3	193,000	261,300	296,300	377,600
4	204,300	272,900	308,000	389,000
5	215,700	284,500	319,600	400,400
6	227,000	296,100	331,200	411,500
7	238,300	307,600	342,900	422,300
8	249,500	319,100	354,600	432,800
9	260,500	330,500	366,100	443,200
10	271,300	341,900	377,500	453,600
11	280,400	351,800	388,900	463,900
12	289,100	361,300	399,500	474,200
13	297,600	370,500	410,000	484,500
14	306,100	379,500	420,300	494,800
15	314,500	388,300	430,500	503,900
16	322,900	397,100	440,200	512,400
17	331,200	405,900	449,800	520,300
18	338,500	414,700	459,400	526,600
19	343,400	421,500	469,000	531,900
20	348,200	428,000	476,100	536,700
21	351,300	434,000	483,200	
22		438,300	488,000	
23		442,400	492,600	
24		446,400	497,200	
25		450,300	501,900	
26		454,000	506,200	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表(二)

職務の級 号	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額
1	102,300	125,200	158,700	181,300	214,100	251,000	281,400	341,700
2	105,700	130,700	166,100	189,100	223,000	260,300	292,900	354,000
3	109,400	137,500	173,600	197,000	232,000	269,700	304,400	366,600
4	114,000	144,200	181,200	205,000	241,000	279,400	316,100	379,300
5	118,600	151,000	188,900	213,100	250,000	289,000	327,700	392,000
6	123,700	157,800	196,700	221,200	259,100	298,600	339,300	404,700
7	129,200	164,600	204,600	229,500	268,100	308,200	350,900	417,300
8	135,700	171,300	212,500	237,700	277,000	317,800	362,400	429,900
9	142,300	178,300	220,500	245,700	286,000	327,300	373,800	442,300
10	148,200	185,100	228,500	253,700	295,100	336,800	384,400	454,600
11	153,500	191,800	236,200	261,600	304,000	346,300	394,900	462,000
12	158,700	197,700	243,700	269,300	312,700	355,200	404,000	468,600
13	163,700	203,600	251,000	277,000	320,900	364,000	411,100	474,800
14	168,200	209,400	258,400	284,300	328,700	371,200	418,000	480,700
15	172,600	215,000	265,500	291,600	335,100	377,900	424,800	486,200
16	176,800	220,400	272,500	297,500	341,400	382,400	429,400	490,700
17	180,900	225,500	279,000	303,000	346,900	386,600	433,700	
18	185,000	230,300	285,300	308,400	351,900	390,700		
19	188,100	235,000	290,000	312,400	356,000	394,800		
20	191,000	239,400	294,100	316,300	360,000	398,600		
21	193,800	242,800	297,900	319,800	363,900			
22	196,000	245,500	300,900	323,300	367,800			
23	198,000	248,000	303,600	326,400	371,400			
24		250,300	306,300	329,300				
25		252,700	308,900	332,100				
26		254,900	311,500					
27			314,000					
28			316,400					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	107,200	123,200	164,800	185,100	214,600	246,000
2	111,100	129,000	171,100	192,100	222,400	254,600
3	115,200	134,600	178,100	199,100	230,200	263,400
4	119,200	140,700	185,000	206,100	237,900	272,500
5	123,200	146,700	191,900	213,100	245,600	281,800
6	129,000	152,600	198,700	220,200	253,100	291,100
7	134,500	158,600	205,600	227,300	260,600	300,300
8	140,500	164,600	212,300	234,400	268,000	309,600
9	146,500	170,400	219,200	241,500	275,300	318,900
10	152,200	176,400	225,900	248,500	282,500	328,200
11	158,000	182,300	232,700	255,400	289,700	337,500
12	163,700	188,100	239,400	262,300	297,000	346,600
13	169,100	193,800	246,100	269,100	304,300	355,700
14	174,500	199,400	252,900	275,900	311,500	364,400
15	179,800	204,900	259,600	282,600	318,900	373,000
16	185,100	210,400	266,200	289,100	326,100	380,900
17	190,100	215,800	272,600	295,600	333,100	388,700
18	195,100	221,000	278,900	302,000	339,200	395,900
19	200,000	226,200	285,100	308,500	344,000	402,300
20	204,900	231,500	291,200	314,000	348,500	406,600
21	209,600	236,700	297,300	319,200	352,900	410,600
22	214,100	241,700	303,000	324,200	356,500	414,300
23	218,500	246,900	307,900	328,000	360,000	
24	222,400	252,000	312,400	331,700	362,700	
25	226,000	257,100	316,800	335,000		
26	229,400	262,100	320,100	338,000		
27	232,700	266,600	323,400	340,900		
28	235,800	270,700	326,100	343,500		
29	238,300	274,800	328,800			
30	240,800	277,400	331,500			
31	243,200	280,000	334,000			
32	245,500	282,500				
33	247,700	285,000				
34	249,900	287,400				
35		289,800				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸 給 月 額
1		479,000 円
2		529,000
3		589,000
4		652,000
5		702,000
6		755,000
7		820,000
8		885,000
9		948,000
10		1,009,000
11		1,069,000
12		1,091,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二條 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。  
第二十二條第一項中「二万六千四百円」を「二万八千七百円」に改める。  
(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部)

改正  
第三條 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表中

甲	地	六六、五〇〇円	四四、三〇〇円	二二、一〇〇円	七〇、二〇〇円	三五、一〇〇円
乙	地	五一、六〇〇円	三四、四〇〇円	一七、二〇〇円	五四、四〇〇円	二七、二〇〇円
丙	地	三八、六〇〇円	二五、七〇〇円	一一、九〇〇円	四〇、六〇〇円	二〇、三〇〇円

を

「二万六千円」を「二万六千五百円」に、「二万七千四百円」を「一万七千円」に、「八千七百円」を「五千五百円」に改める。

附則

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定(一般職の職員の給与等に関する法律(以下「給与法」という。))第十一條第二項第二号及び第四号の改正規定を除く。次項及び附則第四項において同じ。及び次項から附則第八項までの規定 公布の日
  - 二 第一条中給与法第十一條第二項第一号及び第四号の改正規定並びに第三條の規定 昭和六十四年四月一日
  - 三 第二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 2 第一条の規定による改正後の給与法(以下「改正後の給与法」という。))の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。  
(最高号俸等の切替え等)
- 3 昭和六十三年四月一日(以下「切替日」という。))の前日において職務の級の最高の号俸又は

最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。  
(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日から第一条の規定の施行の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法(以下「改正前の給与法」という。))の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けこととなる期間は、人事院の定めるところによる。  
(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるところに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとして場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)  
6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づき人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。  
(給与の内払)

7 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。  
(人事院規則への委任)  
8 附則第三項から前項までに定めるものは、この法律(第三條の規定を除く。))の施行に關し必要な事項は人事院規則で定める。

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和六十三年八月四日付けの給与改定に関する報告及び同日付けの寒冷地手当に関する報告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額並びに初任給調整手当、扶養手当及び住居手当の額の改定等を行い、あわせて、北海道等に在勤する国家公務員に対して支給される寒冷地手当のうち基準額に加算する額の改定を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案  
一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。  
題名中「及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律」を削る。  
第一条の前の見出しを削る。  
第三条を削る。  
附則第一項第二号中「並びに第三条の規定」を削る。

附則第八項中「(第三條の規定を除く。)」を削る。  
本修正に要する経費は、約二十四億円の見込みである。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案  
特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)  
第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。  
第三條第二項中「百六万五千円」を「百九万七千円」に改め、同條第三項中「百三万七千円」を「百三十三万八千円」に、「六十八万五千円」を「七十七万二千円」に改める。  
第四條第二項中「二万五千八百円」を「二万六千四百円」に改める。  
第九條中「二万五千八百円」を「二万六千四百円」に改める。

別表第一の俸給月額の欄中「一、七九二、〇〇〇円」を「一、八三五、〇〇〇円」に、「一、三〇七、〇〇〇円」を「一、三三八、〇〇〇円」に、「一、二四九、〇〇〇円」を「一、二七九、〇〇〇円」に、「一、〇六五、〇〇〇円」を「一、〇九〇、〇〇〇円」に、「一、〇五五、〇〇〇円」を「一、〇八一、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇六九、〇〇〇円」に、「九二〇、〇〇〇円」を「九四八、〇〇〇円」に改める。  
別表第二の俸給月額の欄中「一、二四九、〇〇〇円」を「一、二七九、〇〇〇円」に、「一、〇八二、〇〇〇円」を「一、〇六九、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇六九、〇〇〇円」に、「九二〇、〇〇〇円」を「九四八、〇〇〇円」に改める。

〇円」に、「八二二、〇〇〇円」を「八四二、〇〇〇円」に改める。

別表第三の俸給月額欄中「四一九、〇〇〇円」を「四二八、六〇〇円」に、「三八三、八〇〇円」を「三九二、六〇〇円」に、「三四七、六〇〇円」を「三五五、九〇〇円」に、「三一、七〇〇円」を「三一九、二〇〇円」に、「二七八、八〇〇円」を「二八五、五〇〇円」に、「二四八、八〇〇円」を「二五四、八〇〇円」に、「二二四、七〇〇円」を「二三〇、一〇〇円」に、「二〇六、一〇〇円」を「二一一、〇〇〇円」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「二万六千四百円」を「二万八千七百円」に、「四万七千円」を「五万千円」に改める。

第九条中「三万六千四百円」を「二万八千七百円」に改める。

(国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百五万五千円」を「百八万千円」に改める。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律(第一条の規定を除く。次項において同じ)による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(以下「昭和六十二年法律第六十五号」という。)の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

3 この法律による改正後の給与法又は昭和六十二年法律第六十五号の規定を適用する場合にお

いては、この法律による改正前のこれらの法律に基づいて支給された給与は、それぞれこの法律による改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

#### 理 由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「六万八千五百円」を「七万三千三百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条-第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指 定 職
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額		俸 給 月 額
1	188,900	266,000	298,700	336,600	384,100	1	479,000
2	197,600	276,200	311,100	349,900	400,100	2	529,000
3	206,400	286,400	323,500	363,200	416,200	3	589,000
4	215,400	296,700	336,000	376,500	432,400	4	652,000
5	226,000	307,400	348,700	389,900	448,500	5	702,000
6	235,600	318,000	361,400	403,300	464,600	6	755,000
7	245,200	328,600	374,000	416,800	480,600	7	820,000
8	254,900	339,100	386,600	430,300	496,500	8	885,000
9	264,700	349,600	399,000	443,600	512,100	9	948,000
10	274,500	360,100	411,300	456,400	527,500	10	1,009,000
11	284,500	370,600	422,900	467,100	539,400	11	1,069,000
12	294,500	381,000	434,500	477,400	547,000		
13	304,500	390,800	444,500	486,000	554,400		
14	314,700	400,500	452,300	493,900	561,300		
15	324,800	408,400	459,900	498,900	566,600		
16	334,900	415,800	465,100				
17	344,900	420,700	470,100				
18	354,700	425,300	475,100				
19	363,900	429,900					
20	372,100	434,300					
21	379,600	438,700					
22	386,100						
23	391,800						
24	396,900						
25	401,100						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。





附則

- 1 (施行期日等)  
この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。  
(俸給の切替え)
- 2 昭和六十三年四月一日(以下「切替日」という。)における職員俸給月額、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(ロ)欄をい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の(イ)欄をい、一等海佐及び一等空佐の(イ)欄又は(ロ)欄をい、以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。  
(旧俸給月額を受けていた期間の通算)
- 3 前項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五條第三項において準用する一般職の職員給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第八條第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。  
(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)
- 4 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。  
(切替期間における異動者の俸給月額等)
- 5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表

- 第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律別表第一、別表第五若しくは別表第六(ハを除く)から別表第九までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。  
(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)
- 6 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(旧俸給月額等の基礎)
- 7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。  
(給与の内払)
- 8 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。  
(政令への委任)
- 9 附則第二項から前項までに定めるものは、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

<p>理由</p> <p>一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>	<p>内閣委員會議録第九号中正誤</p> <p>ハ 二末三 すべき 正</p> <p>ロ 四六 罰則を課 罰則を科</p> <p>同 第十一号中正誤</p>	<p>ベ 段行 誤 正</p> <p>セ 三二五 つきまはは つきまはしては</p> <p>シ 四末八 大きは 大きな</p> <p>ス 一 二七 五十四年度 六十四年度</p> <p>テ 四八 なかろうか ならうか</p> <p>ト 四元 この その</p> <p>在外公館に關する小委員會議録第一号中正誤</p>	<p>ベ 段行 誤 正</p> <p>シ 四 授助 援助</p>
----------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------